# 令和3年度集団指導資料【第1部】

【資料4】

基準省令の改正について② (虐待ほか)

障害福祉課

## 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
  - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営 基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
  - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

#### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する(訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済)。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

- ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する ①については、令和3年4月から義務化する。
- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を 図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

#### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。(身体拘束廃止未実施減算5単位/日) ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

## 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化(令和3年度は努力義務)

### [現 行]

- ① 従業者への研修実施(努力義務)
- ② 虐待の防止等のための<mark>責任者</mark>の設置(**努力義務**)

### [見直し後]

- 従業者への研修実施(義務化)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに

委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(**義務化(新規)**)

③ 虐待の防止等のための<mark>責任者</mark>の設置(**義務化**)

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

- ※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。 【例】
- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

## 法人・施設等における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会

委員長:管理者

委員: 虐待防止マネジャー

(サービス管理責任者等)

看護師•事務長

利用者や家族の代表者

苦情解決第三者委員など

### 虐待防止委員会の役割

- 研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
- 事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

各部署 事業所

### 虐待防止マネジャー

各部署の責任者 サービス管理責任者など

#### 虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等







各部署



事業所

### 虐待防止マネジャー

各部署の責任者 サービス管理責任者など

#### 虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等







各部署•事業所

### 虐待防止マネジャー

各部署の責任者 サービス管理責任者など

#### 虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等







### (虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

### (答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf

### (虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

### (答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf

### (虐待防止③)

問3 虐待防止の取組について、小規模な事業所にも過剰な負担とならないようにするには、どのような取組が考えられるか。

### (答)

虐待防止の取組は、①虐待防止委員会を設置し、結果を従業者に周知すること、②従業者に虐待防止のための研修を実施すること、③虐待防止の責任者を置くこととなっている。

このうち、虐待防止委員会については、事業所単位ではなく法人単位での 設置を可能としているほか、人数についても管理者や虐待防止責任者が参 画していれば最低人数は問わないこととしている。

また、虐待防止の研修は協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合も認めることとしている。

### (続き)

さらに、研修については、厚生労働省の作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するほか、事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で、研修を複数事業所で合同して実施する等の取組が考えられる。

また、厚生労働省においては、今後、小規模な事業所における望ましい取組方法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和3年度中に具体的な手法をお示しする予定である。

なお、こうした小規模事業者への配慮は、身体拘束等の適正化のための取組においても同様と考えるものである。